


博士論文審査及び最終試験の結果

審査委員（主査） 新井政美 

学位申請者 伊藤 寛了

論文名 イノニュの時代のトルコにおけるイスラーム派の出現とその意味

【審査の結果】

本論文は、1950年代のトルコ共和国においてに顕著に見られた「イスラームの復活」現象が、これまで単に複数政党制への移行にもなう政治的文脈からのみ説明されてきたことに疑義を呈し、1940年代後半における「イスラーム派」知識人の言論活動と、それと並行して政権党内で起こっていた宗教教育の必要性をめぐる論議とを丁寧に掘り起こしてその背景を明らかにし、さらにはそのことによって、そうした議論をオスマン帝国末期の思想運動とも結びつけ、トルコ共和国研究とオスマン帝国研究とを架橋しようとする意欲的な研究である。さらに1940年代後半の議論の中に、近年のトルコで展開されている思想的・政治的運動の原形が存在していたことをも明らかにして、現代トルコ研究にも重要な手がかりを提供している。以上のことから明らかなように、本論文は、先行研究の批判的継承にもとづく問題設定の確かさと、議論を支える史料の妥当性、及びその読解の正確さ等において、課程博士としての水準に達していると判断される。よって審査委員会は、論文審査及び最終試験の結果に基づき、全員一致で、申請者に対して博士（学術）の学位を授与するのがふさわしいとの結論に達した。なお審査委員会は新井政美（主査）、八尾師誠、飯塚正人、林佳世子、八木久美子の5名によって構成された。

【論文の概要】

以下、目次を示した後に、章を追って概要を述べることとする。

序章 問題の所在と研究視角

第1章 イスラーム国家から国民国家へ：近代化と急進的世俗化

第2章 イノニュの時代：イスラーム派の出現の政治・社会状況

第3章 道徳の頹廃・宗教教育・世俗主義

第4章 イスラーム派にとっての他者：無宗教・異教徒・アレヴィー派

終章 イノニュの時代のイスラーム派出現の意味

序章では、まず第二次大戦後のトルコ共和国における「イスラームの復活」現象に関する先行研究の整理を行ない、問題の所在を浮かび上がらせる。多くの研究は、建国後第二次大戦直後まで一党支配を続けてきた共和人民党が、複数政党制を導入したのち、選挙を見越して、初代大統領アタテュルク（在職：1923-38）以来の脱イスラーム化政策を緩和したと述べ、この現象をもっぱら政治的文脈で説明しようとしている。そうした状況に一石を投ずるべく、本論文では、1. イスラーム派の出現を可能にした時代背景は何だったのか、2. トルコ・ナショナリズムとイスラームとの関係が当時の公定ナショナリズム言説にいかなる作用を与えたのか、3. イスラーム派の言説が政権党にどのようにして受容されたのか、という三つの研究視角から問題の再検討を行なうことを明示し、ついで利用する史料について述べる。

第1章では、イノニュ（在職 1938-50）の時代に至るまでの、イスラームとナショナリズムとの関係が歴史的に検証される。オスマン時代に開始された西洋化において、イスラームの影響力が次第に限定されていったこと、しかし20世紀初頭に興隆したオスマン帝国におけるトルコ・ナショナリズムが、イスラームをナショナリズムの重要な柱と考えていたことがまず確認される。ついでトルコ共和国成立後のアタテュルク主導による急激な脱イスラーム政策が論じられる。これは法律、教育から、言語、文字、服装にいたる、生活のほとんど全ての分野を包摂するものであった。伊藤氏は、そうした急激な変化が、果たして人々にどれほど受け入れられ、また浸透したのかについて疑問を提示して次章以降への布石としている。

第2章では、アタテュルクを継いで第2代大統領となったイノニュの時代に「イスラームの復活」と言われる現象がおこる政治・社会的背景が検証される。第2次大戦で中立政策をとった代償として、自国防衛のための軍事費増大が増税と品不足という形で国民の間に不満を高めた。戦後の冷戦構造の中で西側の一員となったトルコ国内では、民主化への要求も高まり複数政党制が実現される。多くの政党が設立され、中にはイスラームの価値を重視する政党もあった。1946年末に国民議会において宗教教育再開の是非が論じられたことを契機に、脱イスラーム政策の緩和が政治の舞台及び世論において広く論じられはじめた。47年に行なわれた政権党の党大会において、「世俗主義」の定義や宗教教育再開の是非が議論され、そこで提出された見解がその後の政策に取り入れられることになった。しかしそこでの議論は、これまで先行研究において言われていたように、「票争い」を目的として戦略的に行われたものでは必ずしもなく、むしろ、国内に広がる不正や道徳観念の消失への懸念の表明としてなされたものであった。また、そうした議論が政権党内で受け入れられていった背景には、「世俗主義」強硬派から穏健派への党内勢力の移行があった。そして穏健派のイスラーム観が、強硬派のそれとは異なり、柔軟かつリベラルなものであったことを、伊藤氏は彼らの日記から明らかにしている。

第3章では、「イスラーム派」の議論を「道徳の頹廃」、「宗教教育」、「世俗主義」という

観点から分析する。N・F・クレキュレッキの『偉大なる東方』誌は、知識人に対するアンケートを行ない、当時の社会で道徳が危機的な状況にあると論じ、トルコにとってあるべき道徳はイスラーム道徳であると説いていた。またN・トプチュは、道徳の問題をトルコ国民のアイデンティティという観点から論じていた。そして、西洋の模倣ではない、自分たち独自の価値、宗教、道徳の上に、新たなアイデンティティを構築してゆくべきであることを論じた。こうしてイスラームは一方では頽廃した道徳を立て直す柱として、他方では西洋化と伝統との間で揺れるトルコ国民のアイデンティティの主要な要素として論じられたのである。ついで伊藤氏は、宗教教育をめぐる議論に目を向ける。そして『国民』誌が行なった読者アンケートなどを素材に、当時の宗教教育再開に関する世論の一端を明らかにした。さらに、それが国是としての「世俗主義」に反するか否かをめぐる議論を取り上げ、頽廃した道徳を矯正するために寄与する宗教教育は、真の「世俗主義」を完成するために貢献するはずであるという認識が、当時の穏健派議員や保守的知識人の間の共通理解として存在していたことを明らかにした。

第4章では、「イスラーム派」にとっての他者である「無宗教者」、「異教徒」、「アレヴィー一派」に関する「イスラーム派」知識人の議論を検討する。彼らが「他者」との比較を通じて自らの状況や立場を客観的に理解したり、確認したりしようとしていたと思われるからである。「無宗教者」とは具体的には共産主義者のことであり、「イスラーム派」は自らの存在意義を、共産主義の脅威に対する「精神的な砦」と規定していた。次いでトルコ国内の非ムスリム・マイノリティが信教の自由を享受しているのに対し、ムスリムがそうした自由を奪われていると主張されていたことが明らかにされる。ここからさらに「イスラーム派」は、「世俗主義」を謳う西洋でさえ宗教教育が行なわれ、ラジオで宗教講話が放送されている現実を鑑み、トルコにおいてもそうした活動を認めることが、決して「世俗主義」に反するものではないと議論を進めていた。最後に、同じムスリムでありながら、アレヴィー派が「他者化」されていく過程が検証される。当初、アレヴィー派は異宗派のムスリムであるという議論も存在したが、やがていくつかの有力な「イスラーム派」雑誌でアレヴィー派という宗派が存在しないことが主張されはじめ、さらに宗務庁という国家の機関が同様の見解を表明するにいたるプロセスが跡づけられた。こうして、「イスラーム派」の台頭によってムスリム・マイノリティー問題が顕在化され、さらに「イスラーム派」も政府も同じようにこの問題を覆い隠そうとしたことが明らかとなった。

終章では以上の議論を受けて、現代トルコにおけるイスラームをめぐる問題の原形が1940年代に存在していたと結論づけられる。すなわち「世俗主義」原則が政権党によって宗教統制、脱イスラーム化の根拠として利用され、一方で「イスラーム派」は、それをあくまでも政治に宗教を関わらせないことと解釈し、したがって宗教教育の実施は決してその原則に反するものではないと主張していたのである。同時に、政権党内にも国民道徳の根幹としてのイスラームの重要性を認識する人々が存在したことは、トルコにおける「世

俗派」対「イスラーム派」の議論が、「世俗主義」原則にどれほどイスラームを内包させうるかをめぐる議論であったことをも浮かび上がらせた。このように、イノニュの時代における「イスラーム派」台頭は、「票争い」という単純な説明のみで理解されるものではないだけでなく、現代トルコのはらむ重要な問題を理解するための鍵をも含んでいたことが明らかとなった。

【論文の評価と審査の概要】

トルコでは建国者である初代大統領ケマル・アタテュルクによる急激な脱イスラーム化政策の強行により、少なくとも表面的にはイスラームの社会的影響は払拭され、これが復活するのは1946年の複数政党制への移行以後、とくに1950年の民主党政権誕生以後であると言われてきた。そしてその要因としては、有権者である国民の支持を得るために、各政党がイスラームを政治の具として用い、脱イスラーム化を緩和したことが考えられてきた。こうした通説に対して本論文では、オスマン帝国末期にイスラーム改革運動を展開した知識人の多くが共和国期にも生き延び、必ずしも活動を停止していたわけではなかった事実注目し、アタテュルク没後の1940年代における彼らの活動を洗い直すことによって定説の再検討を行なおうとした。そして、彼らが第2代大統領イノニュ時代の初期において、社会におけるイスラームの役割を強調する彼ら本来の主張を公表し、それが結果として後の「イスラームの復活」現象を導いたことを明らかにして、トルコにおける「イスラーム派」知識人研究の空白を埋めることに成功した。

史料としても、知識人たちが刊行したいくつもの雑誌を丁寧に調査・読解・分析するとともに、国民議会議事録や有力議員の日記から、この問題に関する議員たちの考え方を明らかにしており、そうした一次史料に基づいた立論は、本論文の信頼性を非常に高いものとしている。とくに、「イスラーム派」知識人の刊行した雑誌類は、これまで研究を主導してきた学者たちの多くが「世俗派」であったこともあって、これまで等閑視される傾向があった。これらの雑誌を丁寧に検討することでその歴史的意義を明らかにした点でも本研究は高く評価されるべきである。さらに、新たな史料に着目・分析するだけでなく、伊藤氏は、関連する諸研究も丁寧にカバーしており、そうした点でも、本論文は、トルコ現代史研究に重要な貢献をなしうる研究であると認められる。ただ、惜しむらくは本論文にもいくつかの瑕瑾が存在することも事実であり、それらは概ね以下のようにまとめることができるであろう。

まず、本論文の鍵概念とも言える「世俗主義」および「世俗化」の概念そのものについて十二分な議論がなされていないことがあげられる。そもそも、「政教分離」や「世俗化」という概念が西洋キリスト教世界の歴史の中で、その社会の必要に応じて出現したものであるにもかかわらず、オスマン、およびトルコの知識人がこれらを自らの社会を進歩させるために必要なプロセスであるとみなして適用したという一種の「ねじれ」現象が存在す

る上、それを分析する研究者が——「アメリカ型」「フランス型」等の制限を付けながらも——結局はその「ねじれ」の中で議論を展開している現状の中では、この問題はいったん「世俗化」や「世俗主義」あるおは「政教分離」の外に出て議論を組み直す必要があり、そのためには、おそらく膨大な労力と紙幅とが必要なのだが、しかし本論文の中でこれらの概念が、十分な吟味と定義づけの上で用いられているとは、必ずしも思えない。もちろん、本報告書のなかでもすでに「世俗派」や「イスラーム派」という言葉が不用意に用いられていることから明らかなように、このことは伊藤氏のみにも責任を負わせるべき問題ではなく、学界の現状が反映されているにすぎないという側面も存在しているし、伊藤氏自身も序章においてトルコ共和国における公式イデオロギーとしての「世俗主義」の中身に触れてそれなりの議論を展開している。また、本論文で取り上げられる知識人たちがどのような意味合いでこれを使っているかも説明されており、少なくともトルコ近現代史を専門にする研究者にとっては、さほどの問題もなく読み進めることはできるが、本論文により広い読者を想定し、またその議論に普遍性を与えるためには、こうした概念について、いま少し詳細に論ずる必要があったであろう。同じことは本論文のタイトルにもなっている「イスラーム派」にもあてはまる。同じ中東諸国の中でも、たとえばトルコとイラン、エジプトでは「イスラーム派」の内実は大きく異なるはずで、そのあたりへの目配りも必要であったと思われる。

次に、本論文が 1940 年代における「イスラーム派」知識人の言説の分析、およびこれをオスマン朝末期の思想潮流と関連づける点で大きな成果を上げたのと比べてみた際、その中間に位置するアタテュルクの時代に関する議論がやや不足しているのではないかという指摘がなされた。さらに、様々な雑誌における知識人の論文、議事録に見られる議員たちの発言が丹念に掘り起こされ、分析されている点は評価できるが、それらからさらに一歩進んで、当時の社会状況を描き、これを客観的に評価できればなおよかったという意見も提起された。しかしこれらはいずれも、イノニュの時代の言説空間に光を当てるといいう本論文の主要な目的の枠外にある事柄で、いわば望蜀の言ともいべき注文ともいえ、さらにはこれら指摘された点について、伊藤氏自身がそうした問題の存在を十分に自覚していたことも、質疑の中で確認された。

以上述べたように、本論文は、イノニュの時代に複数政党制への移行をきっかけとして口火が切られた宗教に関する議論を丹念に追い、「イスラーム派」と政権党エリートが「親イスラーム」対「反イスラーム」という単純な対立の構造を形作るのではないこと、両者が共有する多くの暗黙的了解や問題意識を前提とした言説空間が生まれていたことを指摘している点で高い評価に値すると考えられる。さらに公開審査においても、伊藤氏は質問に対して的確に回答し、また指摘された問題点に関しても自覚していることが確認された。

以上により、審査委員会は、全員一致で、本論文が博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものであるとの結論に達した。